

神奈川県高等学校図書専門部会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本部会は、神奈川県高等学校文化連盟図書専門部会と称する。

(本部)

第2条 本部会は、本部を部会長所在地に置く。

(事務局)

第3条 本部会は、事務局を事務局所在地に置く。

(目的)

第4条 本部会は、県下の高校生に図書委員会（またはそれに準じた団体）の活動の研究及び発表の場を提供し、相互の親睦を図りながら、図書委員会の充実と発展に資することを目的とする。

(事業)

第5条 本部会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 高等学校図書委員会活動の研究及び発表に関する諸行事の開催
- (2) 図書館報コンクール
- (3) 高等学校図書委員会活動の理解を深めるために必要となる各種講習会
- (4) その他、本部会において必要と認める事業

(組織)

第6条 本部会は、県下の高等学校文化連盟に所属する高等学校、これに準ずる学校の図書委員会部門の関係団体をもって組織する。

第2章 役員

(役員)

第7条 本部会は、次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副会長 1~2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事 1名
- (5) 会計 2名
- (6) 会計監査 2名
- (7) 総文祭実行委員 1名
- (8) 編集委員 1名
- (9) 幹事 10名以内

(役員を選出)

第8条 役員を選出は、次の通りとする。

- (1) 部会長は、役員会で推薦し、高等学校文化連盟（以下、本連盟と略す）の会長の承認を受ける。
- (2) 副会長、事務局長、理事、会計、会計監査、総文祭実行委員、編集委員、幹事は役員会で推薦し、部会長が委嘱する。

(職務)

第9条 役員の職務は、次の通りとする。

- (1) 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のある時

はその職務を代行する。

- (3) 事務局長は専門部の渉外窓口となり、事務を処理する。
- (4) 理事は、本連盟専門部の会務を処理する。
- (5) 会計は、専門部の会計事務を行う。
- (6) 会計監査は、専門部の会計を監査する。
- (7) 総文祭実行委員は、神奈川県高等学校総合文化祭の企画、運営を行う。
- (8) 編集委員は、高文連会報誌等の編集をする。
- (9) 幹事は、専門部会の各種事業の企画、運営、庶務を処理する。

(任期)

第10条 役員の任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。

第3章 会議

(会議)

第11条 第1項 本部会に、次の会議を置き、部会長が必要に応じてこれに招集する。

- (1) 総会
- (2) 役員会（運営会議）

第2項 会議は、構成員の2分の1以上の出席を持って成立する。ただし、この場合、委任状は出席数として取り扱うことができる。

第3項 やむを得ない場合は、役員会の議決を持って、総会の議決に代えることができる。

第4章 会計

(経費)

第12条 本部会の経費は、本連盟からの専門部会への補助金、およびその他の収入を持って充てる。

(予算及び決算)

第13条 本部会の収支予算は、役員会の議決により定め、収支決算は会計年度終了後、監査を経て、本連盟の承認を受ける。

(会計年度)

第14条 本部会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 講演会・講習会の事業

(コンクール・講習会の事業)

第15条 本部会の事業のうち、コンクール・講習会・講演会に関する事項は、別に定める。

第6章 細則

(会則の改正)

第16条 本部会の会則は、役員会において3分の2以上の同意によって改正することができる。

(細則の制定)

第17条 本部会の運営に当たって、必要ある時は、別に細則を定めることができる。

第7章 付則

第18条 本会則は、平成24年4月1日より施行する。